

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

(デジタル庁社会共通機能グループ)

項目名	預貯金口座付番制度におけるマイナンバーの告知等に係る所要の措置		
税目	所得税等		
要望の内容	<p>新たな預貯金口座付番制度^(注)に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること。</p> <p>また、同制度に基づき金融機関が取得した最新の氏名等について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること。</p> <p>(注) 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）」（以下、「口座管理法」という。）に基づく制度。</p>		

平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円
(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、当該制度を円滑に実施すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行、一定の税法上の手続において、預貯金者は金融機関に個人番号や氏名、住所等を告知し、金融機関は当該告知があった場合には、本人確認を行い、本人確認をした旨を記載又は記録した帳簿書類を保存しなければなければならないこととされている。 新たな預貯金口座付番制度により、2024年度末頃に預貯金者は1つの金融機関又はマイナポータルから預金保険機構を介して一度に複数の金融機関の口座へ付番することが可能になるが、かかる場合には預貯金者が金融機関に直接個人番号を告知していないため、税法上の告知等の要件を満たさず、改めて告知等の必要が生じる。 また、金融機関は、新たな預貯金口座付番制度により預貯金者の最新の氏名等について、預金保険機構を介して取得できるが、かかる場合には預貯金者が金融機関に直接預貯金者の最新の氏名等を告知したものではないため、税法上の告知等の要件を満たさず、改めて告知等の必要が生じる。 したがって、新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担を解消する必要がある。</p> <p><参考> デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）【抜粋】 第3 重点政策一覧</p>	
	<p>○[No.1-10] 預貯金口座付番の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年4月1日の口座管理法施行により、同法に基づく自金融機関での預貯金口座付番を開始した。他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。 ※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。 <p>具体的な目標：他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会の開始（2024年度末頃）</p> <p>主担当省庁：デジタル庁</p>	
今回の要	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 政策1 デジタル社会の形成に関する施策の推進 政策2 マイナンバー制度の推進

	政策の達成目標	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、当該制度を円滑に実施すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	口座管理法に基づき預貯金口座への個人番号の付番の申出等を行う預貯金者や同法に基づき個人番号の通知を受ける金融機関等に適用される見込み。
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担が解消され、円滑な制度実施が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担が解消され、当該制度の円滑な実施に資するため妥当である。
適用実績のこれまで	租税特別措置の適用実績	—

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本件に関しては、今年度が初めての要望である。	